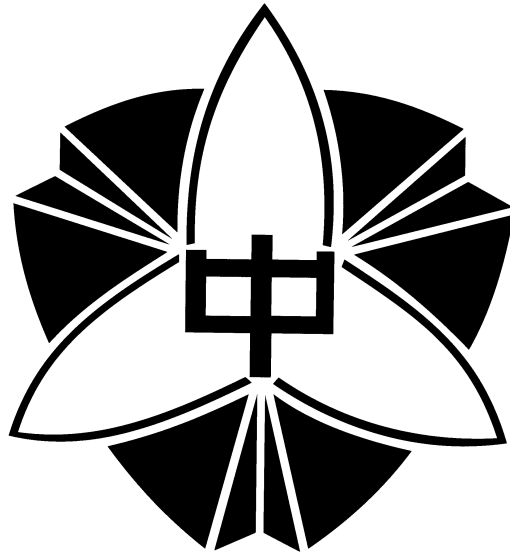


令和4年度

さいたま市立宮前中学校いじめ防止基本方針



令和4年度 さいたま市立宮前中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

人間関係の希薄化、情報機器の発達等に伴い、いじめの形態は複雑化し、様々な問題が生じている。本校でも生徒間のトラブルやインターネット関係のトラブルが報告されている。現在、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの子どもでも、どの学校でも起こり得る」という共通認識の下、学校は、保護者、地域住民、関係機関・関係団体と積極的な連携を図り、学校全体総がかりでいじめ問題に対峙し、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時には、適切かつ迅速に対応しなければならない。さらに、子どもたちに「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもたせ、子どもたちに「豊かな心」を育成し、安全で安心な学校づくりを推進しなければならない。このことは、さいたま市教育委員会が掲げる「希望をはぐくむ教育」と本校の教育目標及び本校が進める教育指針「当たり前前かがり」を推進することである。

「さいたま市立宮前中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校やいじめを許さない集団をつくるための具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に関する危機感をもつ。
- 2 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に該当のいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 いじめの早期発見・早期対応に努めると共に、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かして支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関・関係団体と連携を深める。

(1) 宮前中学校スローガン

いじめを「しない」「させない」「見逃さない」、そして「許さない」

- ① みんなで考え
- ② やめよういじめ
- ③ 守ろうみんなの生活
- ④ 笑顔あふれる学校

(2) 宮前中学校生徒会スローガン

First penguin を目指して～小さな1歩から革命を起こそう～

First penguin のようにチャレンジ精神をもち、新たな宮前中学校を生徒全員でつくりあげていきましょう！

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景になる事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件がみたされたものとする。

① いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。

② 被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害者生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援主任
各学年生徒指導担当、生徒会担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、
小・中一貫コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクール
ソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター
PTA会長、学校運営協議会委員（民生・児童委員担当）
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集する。

(3) 開催 ア) 定例会（各学期1回程度開催）

イ) 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

ウ) 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

ア) 学校基本方針に基づく取組の実施

イ) 学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認と定期的検証

ウ) 教職員の共通理解と意識啓発

エ) 生徒や保護者・地域・関係機関等への情報発信と意識啓発、意見確認

オ) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

カ) 現状や実態の確認といじめ事案への対応

キ) 構成員決定

ク) 重大事態への対応

2 生徒いじめ防止対策委員会

- (1) 目的 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- (2) 構成員 生徒会本部役員・各専門委員長・各クラス学級委員・各部活動部長
- (3) 開催 年1回開催（例年6月）※必要に応じて臨時に開催することもある
- (4) 内容

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、させない、見逃さない、そして許さない」資質をはぐくむ、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師（道徳主任）を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - いじめ撲滅強化月間（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり。
 - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開。
 - ・校長等による講話

- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校・学年だよりやPTA広報誌等による家庭や地域、関係機関等への広報活動。

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることはいじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 『いのちの支え合い』を学ぶ授業を通して

- 全学年で授業を実施し、生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

5 メディアリテラシー教育を通して

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める
- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：4月

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生 10月～11月

7 読書活動を通して

- 読書活動を通して、落ち着いた環境をつくり、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けてさせ、いじめのない集団づくりに努める。

8 外部の専門家を招いての講演会や授業等の実施を通して

- 「夢工房 未来くる先生 ふれ愛推進事業」「JFA 心のプロジェクト 夢の教室」の実施を通して、希望をはぐくむ教育を推進し、好奇心や感動をする心をはぐくむとともに、望ましい勤労観や職業観を育成し、いじめのない集団づくりに努める。
- 非行防止教室の実施

- 9 係・生徒会活動と部活動の充実を通して
- 係・委員会活動の中で、一人ひとりの自己存在感を高めたり、自己決定の場を与えたりし、好ましい人間関係をつくり、いじめのない集団づくりに努める。
 - いじめに関し、委員会・学年・学級等で考え、取り組むことにより、いじめのない集団づくりに努める。
 - 部活動の中で、役割を決めるなどし、一人ひとりの自己存在感を高めたり、自己決定の場を与えたりして連帯意識を高め、いじめのない集団づくりに努める。
- 10 保護者との連携を通して
- いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
 - 子どもとコミュニケーションを図り、子供の些細な変化を見逃さないように努める。
 - 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、心の安定に努める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) あいさつ運動 : 一人ひとりの表情の確認。あいさつをしない、表情が沈んでいる 等
 - (2) 朝の会と健康観察 : 遅刻や欠席の確認と一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底。遅刻や欠席が多くなる、表情が沈んでいる 等
 - (3) 清掃 : 一人離れた所で清掃している、いつも掃き掃除をしている、その列は机が運ばれず最後まで残る。
 - (4) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、嘲笑やからかい、片付けをいつもやっている 等
 - (5) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる、一人で過ごしたり、移動したりしている、荷物を持たされている 等
 - (6) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる、その子の配膳を嫌がる、班で食事をとりたくなさそうな雰囲気がある 等
 - (7) 帰りの会 : なかなか帰宅せず教室に残っている、終了後すぐに帰宅する 等
 - (8) 係活動 : ひとりで離れて仕事をしている、仕事や役を押し付けられる 等
 - (9) 部活動 : 部活動を無断で休む・辞めたいと言ってきた、ペアにならない、雑用をやらされている、からかわれている 等
 - (10) 学級 : 泣いている、おどおどしている、忘れ物が多くなる、内緒話をされる、笑顔がない、いたづらをされる。最後までその子の班が決まらない 等
 - (11) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる 等
 - (12) その他 : その子を無視している様子がある、その子への配付を嫌がる雰囲気がある 等
- ※「いじめに係る対応の手引き」－（いじめの要注意サイン）の欄を確認する。

2 「生徒アンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施

- ①「心と生活のアンケート」：4月・8月・1月（年3回） ※臨時に実施する場合もある。
- ②「長期休業前アンケート」：7月・12月・3月（年3回）
- ③「いじめ防止簡易アンケート」：6月・10月・2月（年3回） ※臨時に実施する場合もある。

(2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する

(3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、記録をとり保存する

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年2回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 相談室だよりの発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施（学校評価とともに） : 7月・12月（年2回実施）
- (2) アンケート結果の活用 : アンケート結果の情報提供や必要に応じて、保護者や生徒と面談を行う。

6 地域からの情報収集

- (1) 学校評議員連絡会からの情報収集
- (2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員連絡協議会からの情報収集
- (3) スクールサポートネットワーク協議会からの情報収集

7 相談窓口の周知

- (1) 学期に1回程度おこなっている。（保護者会、授業等）

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反しえることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

○ 校長は、

- ・情報を集約し、組織的な対応の全体指導を行う。
- ・構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- ・今できる対応や役割分担について確認する。
- ・必要に応じて保護者・関係機関等との連携を図る

- 教頭は、
 - ・校長を補佐し、校長の情報収集や全体指揮、構成員の招集等を支援する。
 - ・いじめ対策委員会の企画・立案を行う。
 - ・今できる対応や役割分担について確認する。
 - ・必要に応じて保護者・関係機関等との連携を図る。
- 教務主任は、
 - ・教頭とともに、情報収集、関係職員の動きの確認とアドバイス等を行う。
- 担任は、
 - ・事実確認のために情報収集を行う。
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
 - ・保護者との連携を図る。
- 学年担当は、
 - ・担任の対応を支援する。
 - ・関係生徒の見守りを行う。必要に応じて、担任とともに複数対応に加わる。
- 学年主任は、
 - ・管理職等の指示伝達を学年職員に伝える。
 - ・学年職員の役割分担の明確化及び担任への指示と指導・助言を行う。
 - ・情報の収集と集約を行い、担当する学年の情報共有を行う。
 - ・管理職への報告を行う。
 - ・必要に応じて担任とともに複数対応に加わる。保護者との連携を図る。
- 生徒指導主任は、
 - ・管理職等の指示伝達事項のもと、関係職員を招集したり、指導・助言等を行ったりし、情報を把握できる体制づくりをする。
 - ・情報の提供と情報の集約をし、情報が全教職員に共通理解できる体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
 - ・学校独自アンケート、簡易アンケートを年間計画の中で実施する事を促し、情報の集約、提供を行い個に合った指導を行うよう指導、助言をする。
- 教育相談主任は、
 - ・管理職等の指示伝達事項のもと、関係職員を招集したり、指導・助言等を行ったり情報の提供と情報の集約をする。
 - ・当該生徒に対して、さわやか相談員やSC・養護教諭に心のケアをしてもらう。
 - ・心と生活のアンケートを年間計画の中で実施する事を促し、情報の集約、提供を行い個に合った指導を行うよう指導、助言をする。
- 特別支援学級主任は、
 - ・管理職等の指示伝達を特別支援学級の職員に伝える。
 - ・特別支援学級の職員の役割分担の明確化及び担任への指示と指導・助言を行う。
 - ・情報の収集と集約を行い、担当する学年の情報共有を行う。

- ・管理職への報告を行う。
- ・必要に応じて担任とともに複数対応に加わる。保護者との連携を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、
 - ・情報の提供と情報の集約を行う。
 - ・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う
 - ・適切な指導ができるように担任や関係職員等に指導・助言等を行う。
 - 必要に応じて管理職の指導のもと関係機関との連携を図る。
- 養護教諭は、
 - ・情報の提供を行う。
 - ・必要に応じて指導・助言、学年の支援及び担任へのアドバイス、関係生徒との面談や心の寄り添い等を行う。
- 部活動の顧問は、
 - ・情報の提供を行う。
 - ・問題の背景に部活動が要因として考えられないか、情報収集を行う。
 - ・必要に応じて指導・助言、学年の支援及び担任へのアドバイス、関係生徒との面談や心の寄り添い等を行う。
 - ・必要に応じて担任とともに複数対応に加わる。
- さわやか相談員は、
 - ・情報の提供を行う。
 - ・必要に応じて指導・助言、学年の支援及び担任へのアドバイス、関係生徒との面談や心の寄り添い等を行う。
- スクールカウンセラーは、
 - ・情報の提供を行う。
 - ・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、
 - ・情報の提供を行う。
 - ・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、
 - ・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、日頃から学校との連携を図る。
 - ・異変を感じたときは、直ちに学校に連絡し、連携する。
- 地域は、
 - ・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- 学校地域連携コーディネーターは、
 - ・必要に応じて地域、関係機関等との連携を図る。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 重大事態について

- ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見、早期対応、インターネット（ライン等）を通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を複数回、計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・各学期の最初の職員会議で周知徹底を図る。
- (2) 取組評価アンケートの実施と検証・・・アンケート結果の分析を行い、共通理解と共通行動を進める。
- (3) 生徒指導・教育相談に係る報告・・・必ず議題に入れ、共通理解と共通行動を図る

2 校内研修

- (1) 「基礎基本の確実な定着と学習意欲の向上を図る授業の実践」
 - 授業規律を大切にし、授業五訓を実践する。
 - 一人ひとりを大切にしたい授業を実践する。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 生徒理解を進めるための研修会を実施する。
- (3) 情報モラル研修
 - 生徒・職員が安全に正しく情報機器を使うことができる研修会を実施する。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性が高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」（学校評価）、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」（学校評価）の実施時期：7月、12月とする。
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月
- (3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月